

## 第 8 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年8月3日(月)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 20名

4. 欠 席 3名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	欠	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	欠			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	欠			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 5番 内海 敏光

21番 山口 満子

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第39号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	( 1件)
議案 第40号	農地法第5条の申請について	( 7件)
議案 第41号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第42号	農地法第3条の申請について	( 8件)
議案 第43号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 7件)	

8. 報告事項

報告 第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 1件)
報告 第13号	農地法第4条第1第8号の規定による農地転用届出について	( 1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																					
議長	<p>それでは、ただいまより第8回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は3名で、4番西山委員、16番山口光壽委員、 17番古賀委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 内海委員、21番 山口満子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="336 943 1394 1368"> <tr> <td>議案第39号</td> <td>農地転用許可後の事業計画変更承認 申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第40号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第41号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] 利用権設定 通年</td> <td>7件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="336 1518 1442 1686"> <tr> <td>報告第12号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第13号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第39号	農地転用許可後の事業計画変更承認 申請について	1件	議案第40号	農地法第5条の申請について	7件	議案第41号	農地法第4条の申請について	1件	議案第42号	農地法第3条の申請について	8件	議案第43号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] 利用権設定 通年	7件	報告第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第13号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
議案第39号	農地転用許可後の事業計画変更承認 申請について	1件																				
議案第40号	農地法第5条の申請について	7件																				
議案第41号	農地法第4条の申請について	1件																				
議案第42号	農地法第3条の申請について	8件																				
議案第43号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] 利用権設定 通年	7件																				
報告第12号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																				
報告第13号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第39号農地転用許可後の事業計画変更承認申請2番と議案第40号農地法第5条の申請29番については同一案件になりま</p>																					

議長	<p>すので、議案第39号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてと案第40号 農地法第5条の申請について合わせて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と議案第40号農地法第5条の申請7件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、事業計画変更承認申請の2番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>農地法第5条申請につきましては、議案が2ページ、29番になります。</p> <p>図面は、計画変更と同じで案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページの右側、変更後の分になります。</p> <p>申請地は、立花町富士町地区です。</p> <p>譲受人が、自家用並びに有料駐車場を設置するための申請です。</p> <p>この案件につきましては、当初計画者が平成12年に5条許可を受けられておりましたが、転居により転用が遂行できなくなったため、事業継承者が自家用並びに有料駐車場を建設するために農地転用後の事業計画変更承認申請を提出されております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p>

事務局	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案の2ページ、30番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町塩屋地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、31番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図、が9ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町塩屋地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。なお、譲渡人が一部、既に砂利を入れられ、駐車場として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p>
-----	--

<p>事務局</p>	<p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、32番になります。</p> <p>図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図、断面図が12ページ、平面図が13ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町永山地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、33番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町川内野地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。なお、譲渡人がすでに駐車場として利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの</p>
------------	---

事務局	<p>(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、34番になります。</p> <p>図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページ、断面図が20ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川原地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電所を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>こちらの案件については、設備認定通知は添付されておりますが、九電との契約が確実である書類がまだ取れておりません。しかし、転用者が急ぎ申請をしたいということで県と話をされて、県から九電に確認をされ、7月末から8月上旬に接続について決定され、通知を発行されることを確認されましたので、今回、受付をして</p>
-----	--

事務局	<p>よいとなりましたので、委員会に上程させていただいております。続きまして、議案の3ページ、35番になります。</p> <p>図面は、案内図が21ページ、字図が22ページ、土地利用計画図が23ページ、横断図が24ページ、縦断図が25ページになります。</p> <p>申請地は、大川町川西地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電所を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>こちらの案件については、設備認定通知、系統連系承諾通知が添付されております。</p> <p>議案第39号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と議案第40号 農地法第5条の申請7件については以上です。</p>
議長	<p>それでは、事業計画変更承認申請2番と農地法第5条29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>この案件は7月の初め頃にお見えになったんですけど。ずっと以前に、倉庫を建てるということで許可が下りておりました。申請人が今回変わりました、住宅の密集地でもございますし、用途地</p>



担当委員	域でもありますので、生産組合長、区長さんの捺印の後に認可を、私も合わせて捺印をしたところでございます。特に問題があるというような所ではありませんでした。
議長	事業計画変更承認申請2番と農地法第5条29番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、5条の30番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	この土地についてはですね、議案番号30番と31番がくっついてるんですよ。一つの土地を二つに分けて駐車場に利用したいという事でした。それで、6月の第2月曜日に確認に行ってですね。この土地には道路がないという事で宅地が建てられないという事で、それで、駐車場だけに利用するという事でした。生産組合長と区長さんの印鑑がありましたので、確認した時に問題ないということで了承をしてまいりました。
議長	30番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	道路がないという事でしたが。
担当委員	道路がですね、家を建てる2.5Mの道路がないんですよ。2Mだけしかない。それで、建築許可が下りないということで。
20番委員	隣に車庫がありますが。
担当委員	ギリギリ入る。今もですね。地籍の時に確認したら、今度新しく建てる時は0.5M下がって家を建てますという事で了承してあるみたいですよ。両方から。3Mの道路の作りますよと。家を建てる時ですよ。新築するとき。

20番委員	作る時だけね。あとはまた戻すだけですか。
担当委員	でしょうね。わからないですけど。とにかく新築するときは、0.5Mずつ下がって家を建てますという事を了解したうえで、今回は駐車場だけです。家は建てられないという事でした。
20番委員	また、道幅を元の狭い方に戻せば、家は建てられないですね。
担当委員	もう今のところで建てられないんじゃないですかね。
20番委員	建てる時は道を広げるという事だけど、建てたらまた元に戻せば。
担当委員	それはわからない。もう今も駐車場に使ってある。
議長	続きまして、5条の31番について担当委員から説明をお願いします
担当委員	31番ですが、これは一つの土地を二つに分けて、折半して買われるそうです。譲受人は、既に駐車場として利用をされておりました。始末書が提出されています。30番同様特に問題ないと思います。
議長	31番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして5条の32番については16番の山口委員が欠席ですので、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	担当委員さんの代わりに事務局の方から説明を致します。こちらはですね、元の転用者さんの家が西九州道の収容にかかって、立ち退きをしないとイケないということで、現在の家の少し東側になるんですけれども、申請地の方に住宅を建てられるという申請

事務局	です。担当委員に確認をしましたところ、周辺には何も問題はな いという事でした。以上で説明を終わります。
議長	32番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、33番について担当委員か ら説明をお願いします。
担当委員	ここはですね、譲受人の庭先でございまして。もう以前から工事 をちよくちよくしておりましたが、もう藪になっていたのも、畑 じゃないだろうと言っていたら、今度はもう完成してから申し出 がありました。隣接地とか生産組合長さん区長さんは承諾をされ ていたようです。よろしく御願いを致します。
議長	33番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、5条の34番について担当 委員から説明をお願いします。
担当委員	大川町川原地区の相知山内線より山の方に2kmくらい入ったと ころが申請地です。ここは、元は梨山でしたが10年くらい前に やめられまして、雑草が生い茂っているような形です。隣の方が 梨園をしておられますが、そして下側にも牛舎がありますが、そ の方達にも迷惑をかけないという事で念書等を交わしておられま したので。生産組合長さん区長さんの印鑑もありましたので、私 も署名捺印を致しました。御審議宜しく御願い致します。
議長	34番について、御意見、御質問はございませんか。
5番委員	地代はどれくらいするんですか。

事務局	こちらの転用地の価格は10a当たり60万になっています。土地代の方が650万になります。
議長	佐賀県全体で太陽光発電の転用価格で安いところが30何万とか30万切っているところがちょっとありますけど。太良の山の上の方とかです。なので、この場合の転用価格は高い方ですね。他にございませんでしょうか。 <なし> ないようですので、続きまして、5条の35番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	同じく太陽光発電の申請です。南波多町高瀬と大川町の川西のちょうど町境の辺りですね。元はミカン園でありましたが、今はもう雑木雑草等が生い茂っております。その下にはですね、相の谷開墾組合というのがあります。そこの組合長さんも、現在、生産組合長をされております。このまま荒れてしまうより、ましだということで、印鑑を押しておりました。川西区長さんも、荒れるよりましだという事で、下にも堤等がありますが、それには、さわらないで、道路とかもあまりさわらないです。山も表土とかあまりさわらないで、そのまま、山の原形のままするとういことでありましたので、皆、印鑑を押してありましたので、私も押しております。どうぞ、ご審議をお願いします。
議長	35番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	今、ソーラーは、また、いいんですか。九電は電気買う気ないですよね。
議長	事務局とも話をしたこともありますが、買い取り単価は下がっていますが、34番と35番は同じ会社です。このように、大々的、大規模にしているところは採算が取れるんでしょうね、個人だとなかなか採算が難しいのではないのでしょうか。

20番委員	<p>こういうふうな山の中に設置してあるのが、配線変えて電気を変えたりとかなんとか必要になりますね。</p>
議長	<p>事務局からお話があったように、経済産業省と九電が全て許認可してありますからね。</p>
20番委員	<p>今から先こうやってできればね。後継者がいないようなところはこうなるんでしょうね。</p>
担当委員	<p>相の谷も荒れているところがいっぱいあるんですよ。他の人も、私のところもいいですよと言われますが。構造改善事業等で開かれているのでダメなところではありますが。</p>
議長	<p>ちょっとこの35番を付け加えるとですね、申請者は〇〇〇と書いてありますよね。担当委員からお話があったように、昔の開墾のところです、以前の所有者の方がミカン畑とかを作られていて。亡くなられてから、いっぺんにまとめて家から何から買ってこないかということで。そういう風な話が前ありまして。そして、流れ流れで農業委員会の方に話が来て。そして、親戚の方と地区関係がですね。買うような形で。本当は太陽光発電をするためじゃなかったんですね。ブルーベリーとか椿油なんかを作ってもらえないかという事で。そういうあれで買い上げた形になっていたのですが。ここに、太陽光発電が良いのではとこの会社からご相談にあがってですね。こんな申請になっております。</p>

議長	<p>他にないですか</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第39号農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と議案第40号農地法第5条の申請7件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第41号 農地法第4条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案第41号農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、19番になります。</p> <p>図面は、案内図が26ページ、字図が27ページ、土地利用計画図、断面図が28ページになります。</p> <p>申請地は、山代町西分地区です。</p> <p>申請人が、自宅進入路を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第41号農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、19番について担当委員から説明をお願いします。</p>

<p>担当委員</p>	<p>案内図の26ページを見ていただきますと、西分のですね、申請人の自宅に入る道の取り付け口のところです。基幹道路から家に入るまでの道路ですけど、狭くてですね。それと傾斜があるものですから、軽自動車はなんとかぎりぎり入りますけど、普通車になりますと、底が問えるという事で不便を感じておられました。現地を確認して、問題がないという事です、署名を致しております。特に問題はないと思っております。審議の方、宜しくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。  &lt;なし&gt;  無いようですので、議案第41号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第42号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第42号農地法第3条の申請について説明します。  まず、議案は5ページになります。  49番から56番まで申請事由や経営状況等を掲げております。  全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。    農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>議案第42号農地法第3条の申請8件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第43号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第43号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年7件について、御説明します。</p> <p>議案の6ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が7名で、面積は、田が14,989㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を7～10ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上7件です。</p>



議長	議案第43号農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年7件について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	波多津の135番で、呼子の方が借りて作られるようですが、女の人で木場まで出てきて。この人、昭和54年とまだ若いですよ。どういう人ですか。
議長	事務局から補足説明ございますか。
事務局	把握しておりません。農業振興課で話がある方なのかなと思っております。確認をさせていただきます。今後新規就農としてやられて、認定農業者の申請をされていかれる形ではなかったかと。ちょっと自信がありません。確認をさせていただきます。先程、お話があったので、唐津の方が木場辺りでされるのは確かに多いですよ。私としては、あまり意識をしてなかったんですけど。呼子町、確かに遠いところでございます。あと、特徴的なことで言っていなかったのですが、138番に施設胡瓜で利用権設定をされている方、この方は新規就農者になられる方で、農業振興課の方から御相談があって、18条6項という形で後から出てきますが、他の方が借りられていた土地が合意解約されるので、その後、そこで施設胡瓜を作られるという形での計画を立てていらっしゃる、今回、利用権設定となっております。最近、目新しいのが出てきた場合は農業振興課と連携しながらやっております。20番委員の質問について確認をしてきます。
議長	それでは、135番については係長が農業振興課に問い合わせに行っておりますので。 報告第12号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。

事務局	<p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理1件について御説明します。</p> <p>議案は11ページを御覧ください。 20番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は貸借される予定で、利用権設定を上程しております。</p> <p>報告第12号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第12号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、続きまして報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案の12ページの1番になります。図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページになります。</p> <p>申請地は木須東地区です。 申請地の一部に農業用倉庫及び資材置場を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第13号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	届出人のお母さんが見えまして、自宅の周りが畑ということでありましたけど、もう私も歳とって畑も作りきれなくなったので、色んな物を入れたいという事で、倉庫を建てたいという事でありましたので、私も現地に行きまして、周辺を確認しましたが、他の農地に迷惑をかけるような所ではありませんでしたので、また、設計事務所が中に入っているという事でありましたので、私もこのように致しましたので、御審議の程宜しくお願い致します。
議長	1番について、御質問はございませんか。
20番委員	ここは、脇田だけど木須東ですか。
担当委員	大字は脇田ですね。今、色々建っているところは松島です。
20番委員	そうしたらこの、小屋の所までは届出人の敷地を通っていくという事ですね。
担当委員	スイカ畑を作ったところでもう、息子たちは何もしてくれないということで。
議長	他に無いようですので、これで報告事項を終了します。 それでは、先ほどの135番について、説明をお願いします。
事務局	20番委員さんからのお尋ねだったんですが。まず、この方のお父さんが木場の方です。利用権を設定を受ける方は、呼子に嫁に行かれてるという事でございます。ただ、今、お父さんも農業者でありますけれども、お父さんと別経営で、現在、畑を作られてるという事で。今後、伊万里市での認定農業者を計画していると。そういった中で、適当な土地があったので、こちらの方でお父さ

事務局	んを通して話がついて、利用権設定をされているということでございました。呼子に住んでいるということですが、農機具等は全部、御自宅の方にあるという形になっているということでございます。
20 番委員	自宅というのは呼子の方。木場の方。
事務局	木場です。
7 番委員	利用集積計画の 1 3 8 番の借り手さんが新規就農者とおっしゃってましたけども。施設胡瓜を作るにあたって、契約期間が 2 年間でちょっと短いすよね。それが何故なのかというのが一つと、11 ページにですよ。2,029 m <sup>2</sup> という、同一の田んぼかなと思うんですけど、AさんとBさんとCさんと 3 人登場なされますものね。この関係がどうなのかと。
事務局	まずですね、1 8 条 6 項の方ですね。元々が A さんの土地を B さんの方が借りて作られていました。こちらの方の契約が 2 6 年の 4 月 5 日から 3 年間ありました。それで、しかし、実際はもう B さんの方が作られなくなって、空いてるところであったと。2 7 年の 3 月 3 1 日付で解約をされたので、1 8 条 6 項の届出が提出されました。それを、C さんの方が 2 7 年の 4 月 1 日付けから、農地を借りるといふ契約をされた、という事になります。利用期間が 2 年間、というところでございますが。なぜ 2 年間のところについては確認はしませんでした。私が聞いている範疇では、新規就農者になられるという形で聞いてはいたのですが。認定を受けるのですかね。ということで、農業振興課の方と話をさせていただいたところです。
8 番委員	元農協職員さんです。

7番委員	その、Cさんという人は農協の職員さん。所在地は大川内の人で、作られるのが、脇野。
事務局	はい。
7番委員	脇野で作られるのですね。今までのBさんのハウスを使って、ということですね。でも、2年間というのは短いですね。もちろんずっと延長はしていかれるのかもしれませんが、2年間というものには、ちょっと施設についてはね。あ、でも、新規に建てるかもしれないので、今はあるやつを使うわけですよ。
2番委員	Bさんの契約が2年分残っているの、とりあえず、その分を更新するのではないですか。
7番委員	きっと、そうでしょうね。
事務局	一応、こういうことについては、農業振興課の職員が間に入られて、色々、考えられているところではあります。
議長	全体について、他に御意見等ございませんでしょうか。 <なし> 特にないようですので、 これで、第8回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>